



# 熊本県公報

第 1 2 2 6 8 号

平成 25 年 11 月 22 日 (金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 1
- 平成 25 年 1 2 月県議会定例会の招集…………… (財政課) 1
- 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込の同意成立…………… (団体支援課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… ( " ) 2

**公 告**

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 2
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 3
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 4
- 砂利採取業務主任者試験の合格者発表…………… (産業支援課) 5
- 公共測量の実施…………… (監理課) 5
- 公共測量の終了…………… ( " ) 5
- 平成 25 年度農業農村整備事業関係機器一式の借入れに係る落札者決定…………… (技術管理課) 5

**登 載 依 頼**

- うなぎの採捕制限…………… (熊本県有明海区漁業調整委員会) 6
- うなぎの採捕制限…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 6
- うなぎの採捕制限…………… (内水面漁場管理委員会) 6
- 道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 11 号、第 12 号及び第 13 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間…………… (公安委員会) 6
- 熊本県道路交通規則第 42 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間…………… ( " ) 15

## 告 示

### 熊本県告示第 1035 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 20 条第 1 項の規定により特定行為業務事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 条の 8 の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
株式会社介護サポートだいち 熊本市北区鶴羽田一丁目 9 番 6 5 号	介護サポートだいち 熊本市北区鶴羽田一丁目 9 番 6 5 号	431100190	平成 25 年 11 月 12 日

### 熊本県告示第 1036 号

平成 25 年 12 月 3 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成 25 年 11 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県告示第 1037 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る共済契約の締結

の申込みについての特定第二号漁業者の同意は、同法第 1 0 8 条第 2 項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第 5 項において準用する同法第 1 0 5 条の 2 第 4 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

義務加入が成立した加入区の区域	漁 業 の 区 分
芦北町加入区のうち芦北漁業協同組合の地区	1 0 トン未満の漁船により主として中目流し網漁業を営む漁業

熊本県告示第 1 0 3 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	相良人吉線	球磨郡山江村大字山田字上椎谷 2 5 2 番 1 地先から 球磨郡山江村大字山田字大平 3 1 番 8 地先まで	130.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日

熊本県告示第 1 0 3 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	小川八代線	八代市東陽町小浦 6 7 7 番地先から 同所 6 7 9 番 1 地先まで	117.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日

公 告

熊本県公告第 6 2 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン玉名

玉名市亀甲字長畑 1 3 4 番ほか

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
y o u m e マート玉名店	ゆめタウン玉名

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島市南区京橋町 2 番 2 2 号	同 左
ほか未定	株式会社ウォッチ・ビジネス・カンパニー 代表取締役社長 鍵本 優 広島市西区商工センター二丁目 3 番 1 号
	株式会社クボ 代表取締役 久保 光史 広島市東区美和台三丁目 1 3 番 8 号
	株式会社テンズコーポレーション 代表取締役 高木 洋一 荒尾市荒尾 4 1 8 6 番地 2 9
	株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤 房朝 熊本市中央区水前寺六丁目 1 番 3 8 号
	株式会社五山房 代表取締役 井 和彦 熊本市東区长嶺西二丁目 2 4 - 4
	地球文化屋株式会社 代表取締役 秋田 泰史 福岡市東区多の津二丁目 6 番 3 号
	有限会社日の出屋 代表取締役 瀬戸 日出雄 宇城市豊野町巢林 1 4 3 9 番地の 1
	有限会社白い貴婦人 代表取締役 松田 善夫 熊本市北区貢町 5 3 7 番地 1 8
	野田 強 福岡県柳川市上宮永町 1 2 3 - 2
	株式会社東京デリカ 代表取締役 木山 剛史 東京都葛飾区新小岩 1 - 4 8 - 1 4
	株式会社明林堂書店 代表取締役 宮脇 範次 大分県別府市山の手町 1 5 番 1 5 号

3 届出年月日

平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課

平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日から平成 2 6 年 3 月 2 2 日まで

**熊本県公告第 6 2 4 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市御代志字平ノ窪 2 0 9 1 番 8 1 の一部  
2 8 4 . 3 4 平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

合志市須屋 5 5 1 番地 3  
中川 信人

**熊本県公告第 6 2 5 号**

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1 4 3 9 号	混合有機質肥料	ニューグリーンボカシ	窒素全量：2.0 りん酸全量：4.0 加里全量：2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社ドリームジャパン 熊本県八代市千丁町太牟田 2 3 7 0 番 1	平成 2 8 年 1 1 月 4 日
熊本県肥第 1 3 7 6 号	消石灰	7 3 . 0 消石灰	アルカリ分 7 3 . 0	該当なし。	安田石灰工業株式会社 熊本県八代市花園町 9 番地 1 4	平成 3 1 年 1 1 月 2 4 日

**熊本県公告第 6 2 6 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市大島字松原 1 0 番 5、同 1 0 番 6、同 1 0 番 7、同 1 0 番 8、同 1 0 番 9、同 1 0 番 1 0、同 1 0 番 1 2、同 1 0 番 1 3、同 1 0 番 1 4、同 1 0 番 1 5、同 1 0 番 1 6、同 1 0 番 1 7、同 2 4 番 4、同 2 4 番 5、同 2 4 番 6、同 2 4 番 7 及び同 2 4 番 8 1、1 3 7 . 1 5 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
荒尾市大島 1 0 3 番地の 2  
有限会社 日新商会

**熊本県公告第 6 2 7 号**

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出について、同法第 8 条第 1 項の規定により菊陽町から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス津久礼店  
菊池郡菊陽町第二土地区画整理事業施行地内 2 6 街区 1 番ほか
- 菊陽町から聴取した意見の概要
  - 地域の祭り等の行事を行う自治会等の団体に対して協力を行っていただきたい。
  - 従業員の採用に当たっては、菊陽町住民から雇用するようできるだけ配慮していただきたい。
  - 防犯や青少年の非行防止対策に力を入れていただくとともに、駐車場等における適正な照明の設置や警備員の巡回等に配慮していただきたい。
  - 災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用及び店舗で扱っている物資の緊急時における提供を行うための協定等について、菊陽町との協議を持っていただきたい。
  - 誰もが利用しやすい店舗となるようにユニバーサルデザインに配慮した店舗づくりに努めていただきたい。
  - マイバッグ運動やトレイ削減等を推進し、ゴミ減量等の対策に取り組んでいただきたい。
  - ネオン等の光については、周辺住民の受忍の範囲内での使用をお願いしたい。
  - 周辺地域への騒音防止対策として、来店者等に対して表示板等によりアイドリング防止やクラクション等で騒音を出さないよう促していただくとともに、同店舗において使用する音楽及び営業宣伝による騒音が周辺住民等にとって受忍限度を超えるも

のにならないように配慮していただきたい。  
(9) 駐車場の利用時間の制限、駐車場内における走行の安全かつ円滑化のため誘導員や監視員による見回りの実施等の運営面での配慮をお願いしたい。

- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部菊池地域振興局総務振興課  
平成25年11月22日から平成25年12月22日まで

**熊本県公告第628号**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により実施した平成25年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。  
平成25年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

受験番号

1、4、5

**熊本県公告第629号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
平成25年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（航空レーザ測量）	平成25年10月10日から 平成26年2月28日まで	熊本市

**熊本県公告第630号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
平成25年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（航空レーザ測量）	平成24年10月3日から 平成25年3月29日まで	熊本市市街化区域

**熊本県公告第631号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。  
平成25年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
農業農村整備事業関係機器一式の借入れ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県農林水産部農村振興局技術管理課総務班  
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年10月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社九州法人支店  
福岡県福岡市博多区店屋町1番35号博多三井ビルディング2号館10階
- 5 落札金額（月額）  
624,645円（うち消費税及び地方消費税の額29,745円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成25年9月13日

## 登載依頼

**熊本県有明海区漁業調整委員会指示第34号**

うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、うなぎの採捕について次のとおり指示する。  
平成25年11月22日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 青山 行男

- 1 採捕を禁止する水産動物  
全長21センチメートルを超えるうなぎ
- 2 禁止期間  
10月1日から翌年3月31日まで
- 3 禁止区域  
熊本県有明海区（福岡県と熊本県との境から熊本県宇城市三角町（不知火海側を除く。）に至る地先海面（有明海））
- 4 適用除外  
熊本県漁業調整規則第48条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。
- 5 指示の期間  
平成25年11月22日から平成28年3月31日まで

**天草不知火海区漁業調整委員会指示第155号**

うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、うなぎの採捕について次のとおり指示する。  
平成25年11月22日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 浜 悦男

- 1 採捕を禁止する水産動物  
全長21センチメートルを超えるうなぎ
- 2 禁止期間  
10月1日から翌年3月31日まで
- 3 禁止区域  
天草不知火海区（熊本県宇城市三角町（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び苓北町の地先海面）
- 4 適用除外  
熊本県漁業調整規則第48条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。
- 5 指示の期間  
平成25年11月22日から平成28年3月31日まで

**熊本県内水面漁場管理委員会指示第203号**

うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、うなぎの採捕について次のとおり指示する。  
平成25年11月22日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮 崎 暢 俊

- 1 採捕を禁止する水産動物  
全長21センチメートルを超えるうなぎ
- 2 禁止期間  
10月1日から翌年3月31日まで
- 3 禁止区域  
熊本県内の公共の用に供する河川等の内水面及びこれと接続一体を成す水面
- 4 適用除外  
熊本県内水面漁業調整規則第36条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。
- 5 指示の期間  
平成25年11月22日から平成28年3月31日まで

**熊本県公安委員会告示第16号**

熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間を次のとおり定め、平成25年12月2日から施行する。

なお、平成19年6月1日熊本県公安委員会告示第8号（道路交通法第108条の2第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第11号、第12号及び第13号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間）は、平成25年12月2日をもって廃

止する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

1 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

(1) 短期停止処分者講習（6 時間）

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	月曜日から金曜日ま で	午前 8 時 30 分から同 9 時 20 分まで

(2) 中期停止処分者講習初日（6 時間）及び長期停止処分者講習初日（6 時間）

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	月曜日、水曜日及び 金曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 20 分まで

(3) 中期停止処分者講習 2 日目（4 時間）

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	木曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 20 分まで

(4) 長期停止処分者講習 2 日目（6 時間）

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	火曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 20 分まで

2 法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

(1) 大型車講習

場所	期日	受付時間
八代自動車学校 (八代市井上町91番地)	第 1 及び第 3 土曜日	午後 0 時 30 分から同 1 時 00 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	木曜日及び金曜日	午後 0 時 30 分から同 0 時 50 分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中2443番地 2)	第 2 及び第 3 木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで

(2) 中型車講習

場所	期日	受付時間
大洋自動車学校 (玉名市向津留532番地)	水曜日	午前 9 時 20 分から同 9 時 50 分まで
荒尾自動車学校 (荒尾市川登1801番地 2)	第 2 及び第 4 月曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地4507番地 3)	第 3 月曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 20 分まで
八代自動車学校 (八代市井上町91番地)	第 2 及び第 4 土曜日	午後 0 時 30 分から同 1 時 00 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	木曜日及び金曜日	午後 0 時 30 分から同 0 時 50 分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川70番地 4)	土曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中2443番地 2)	第 2 及び第 3 木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで
牛深自動車学校 (天草市久玉町南神鳴子5532番地)	土曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで

(3) 普通車講習

場所	期日	受付時間
中央自動車学校 (熊本市中央区坪井六丁目10番 1 号)	水曜日	午前 8 時 40 分から同 9 時 10 分まで

寺原自動車学校 (熊本市中央区壺川二丁目 3 番 78 号)	火曜日及び木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで
上熊本三陽自動車学校 (熊本市西区上熊本三丁目 26 番 3 号)	水曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 20 分まで
三陽自動車学校 (熊本市西区田崎二丁目 1 番 11 号)	水曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 30 分まで
熊本ドライビングスクール (熊本市北区楠六丁目 6 番 25 号)	木曜日	午後 0 時 30 分から同 1 時 00 分まで
大洋自動車学校 (玉名市向津留 532 番地)	水曜日	午前 9 時 20 分から同 9 時 50 分まで
荒尾自動車学校 (荒尾市川登 1801 番地 2)	第 2 及び第 4 月曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
荒尾第二自動車学校 (荒尾市万田 947 番地 1)	第 2 及び第 4 火曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
菊池自動車学校 (菊池市木柑子 1427 番地)	火曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで
城北自動車学校 (菊池市泗水町吉富 300 番地 39)	木曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 10 分まで
菊陽自動車学校 (菊池郡菊陽町大字原水 1430 番地)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地 4507 番地 3)	第 2 月曜日	午前 8 時 40 分から同 9 時 10 分まで
熊本バス自動車学校 (上益城郡御船町大字木倉 215 番地 1)	火曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 20 分まで
熊本南自動車学校 (宇土市松山町 2300 番地)	木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで
八代自動車学校 (八代市井上町 91 番地)	第 2 水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	水曜日	午後 0 時 30 分から同 0 時 50 分まで
人吉自動車学校 (人吉市鶴田町 875 番地)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川 70 番地 4)	第 3 木曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中 2443 番地 2)	第 2 及び第 3 木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで
牛深自動車学校 (天草市久玉町南神鳴子 5532 番地)	火曜日	午前 9 時 30 分から同 10 時 00 分まで

3 法第 108 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

(1) 大型二輪車講習

場所	期日	受付時間
中央自動車学校 (熊本市中央区坪井六丁目 10 番 1 号)	水曜日	午前 9 時 40 分から同 10 時 10 分まで
寺原自動車学校 (熊本市中央区壺川二丁目 3 番 78 号)	火曜日及び木曜日	午前 8 時 40 分から同 9 時 10 分まで
荒尾第二自動車学校 (荒尾市万田 947 番地 1)	第 2 及び第 4 火曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
菊池自動車学校 (菊池市木柑子 1427 番地)	火曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで
菊陽自動車学校 (菊池郡菊陽町大字原水 1430 番地)	土曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで



熊本南自動車学校 (宇土市松山町2300番地)	第 2 及び第 4 木曜日	午後 0 時 30 分から同 0 時 50 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	火曜日及び金曜日	午後 0 時 30 分から同 0 時 50 分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川70番地 4)	月曜日及び木曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中2443番地 2)	第 2 及び第 3 木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで

(2) 普通二輪車講習

場所	期日	受付時間
中央自動車学校 (熊本市中央区坪井六丁目10番 1 号)	水曜日	午前 9 時 40 分から同 10 時 10 分まで
寺原自動車学校 (熊本市中央区壺川二丁目 3 番 78 号)	火曜日及び木曜日	午前 8 時 40 分から同 9 時 10 分まで
熊本ドライビングスクール (熊本市北区楠六丁目 6 番 25 号)	木曜日	午後 0 時 30 分から同 1 時 00 分まで
大洋第二自動車学校 (玉名市築地761番地)	土曜日	午前 9 時 20 分から同 9 時 50 分まで
荒尾第二自動車学校 (荒尾市万田947番地 1)	第 2 及び第 4 火曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
菊池自動車学校 (菊池市木柑子1427番地)	火曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで
菊陽自動車学校 (菊池郡菊陽町大字原水1430番地)	土曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地4507番地 3)	第 2 月曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 20 分まで
熊本南自動車学校 (宇土市松山町2300番地)	第 2 及び第 4 木曜日	午後 0 時 30 分から同 0 時 50 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	火曜日及び金曜日	午後 0 時 30 分から同 0 時 50 分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川70番地 4)	月曜日及び木曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中2443番地 2)	第 2 及び第 3 木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで
牛深自動車学校 (天草市久玉町南神鳴子5532番地)	火曜日	午前 9 時 30 分から同 10 時 00 分まで

4 法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	月曜日から金曜日まで	午前 10 時 00 分から同 11 時 00 分まで 午後 1 時 00 分から同 1 時 30 分まで
大洋自動車学校 (玉名市向津留532番地)	火曜日から土曜日まで	午後 0 時 30 分から同 1 時 00 分まで
大洋第二自動車学校 (玉名市築地761番地)	火曜日から土曜日まで	午後 0 時 30 分から同 1 時 00 分まで
荒尾第二自動車学校 (荒尾市万田947番地 1)	金曜日及び土曜日	午後 0 時 30 分から同 1 時 00 分まで
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地4507番地 3)	第 3 及び第 4 水曜日	午後 0 時 00 分から同 0 時 30 分まで

矢部自動車練習所 (上益城郡山都町千滝441番地)	日曜日、火曜日、木曜日及び土曜日	午前8時30分から同9時00分まで 午後0時30分から同1時00分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	第1及び第3水曜日	午後0時20分から同0時50分まで
人吉自動車学校 (人吉市鶴田町875番地)	第3及び第4水曜日	午後0時30分から同1時00分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川70番地4)	月曜日から土曜日まで	午後0時30分から同1時00分まで

5 法第108条の2第1項第7号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

(1) 大型旅客車講習

場所	期日	受付時間
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	火曜日及び水曜日	午前8時30分から同8時50分まで

(2) 中型旅客車講習

場所	期日	受付時間
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	火曜日及び水曜日	午前8時30分から同8時50分まで

(3) 普通旅客車講習

場所	期日	受付時間
寺原自動車学校 (熊本市中央区壺川二丁目3番78号)	木曜日	午前9時00分から同9時20分まで
菊池自動車学校 (菊池市木柑子1427番地)	水曜日	午前8時50分から同9時20分まで
八代自動車学校 (八代市井上町91番地)	木曜日及び金曜日	午前8時30分から同9時00分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	火曜日及び水曜日	午前8時30分から同8時50分まで
水俣自動車学校 (水俣市山手町一丁目8番1号)	月曜日	午前10時00分から同10時30分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川70番地4)	火曜日	午前8時30分から同8時55分まで

6 法第108条の2第1項第8号に規定する講習で大型免許及び中型免許に係るものを行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

(1) 大型免許に係る講習

場所	期日	受付時間
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	木曜日及び金曜日	午前8時30分から同8時50分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中2443番地2)	第2及び第3木曜日	午前8時30分から同8時50分まで

(2) 中型免許に係る講習

場所	期日	受付時間
大洋自動車学校 (玉名市向津留532番地)	水曜日	午前9時20分から同9時50分まで
荒尾自動車学校 (荒尾市川登1801番地2)	第2及び第4月曜日	午前8時30分から同9時00分まで
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地4507番地3)	第3月曜日	午前9時00分から同9時20分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	木曜日及び金曜日	午前8時30分から同8時50分まで

天草自動車学校 (天草市亀場町亀川70番地4)	土曜日	午前8時30分から同8時50分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中2443番地2)	第2及び第3木曜日	午前8時30分から同8時50分まで
牛深自動車学校 (天草市久玉町南神鳴子5532番地)	土曜日	午前8時30分から同8時50分まで

7 法第108条の2第1項第8号に規定する講習で普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係るものを行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

場所	期日	受付時間
中央自動車学校 (熊本市中央区坪井六丁目10番1号)	水曜日	午前8時40分から同9時10分まで
寺原自動車学校 (熊本市中央区壺川二丁目3番78号)	火曜日及び木曜日	午前8時30分から同8時50分まで(普通車講習受講者に限る。) 午前8時40分から同9時10分まで(大型二輪車講習及び普通二輪車講習受講者に限る。)
上熊本三陽自動車学校 (熊本市西区上熊本三丁目26番3号)	水曜日	午前9時00分から同9時20分まで
三陽自動車学校 (熊本市西区田崎二丁目1番11号)	水曜日	午前9時00分から同9時30分まで
熊本ドライビングスクール (熊本市北区楠六丁目6番25号)	木曜日	午後0時30分から同1時00分まで
大洋自動車学校 (玉名市向津留532番地)	水曜日	午前9時20分から同9時50分まで
大洋第二自動車学校 (玉名市築地761番地)	土曜日	午前9時20分から同9時50分まで
荒尾自動車学校 (荒尾市川登1801番地2)	第2及び第4月曜日	午前8時30分から同9時00分まで
荒尾第二自動車学校 (荒尾市万田947番地1)	第2及び第4火曜日	午前8時30分から同9時00分まで
菊池自動車学校 (菊池市木柑子1427番地)	火曜日	午前8時50分から同9時20分まで
城北自動車学校 (菊池市泗水町吉富300番地39)	木曜日	午前8時50分から同9時10分まで
菊陽自動車学校 (菊池郡菊陽町大字原水1430番地)	水曜日及び土曜日	午前8時30分から同9時00分まで
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地4507番地3)	第2月曜日	午前9時00分から同9時20分まで
熊本バス自動車学校 (上益城郡御船町大字木倉215番地1)	火曜日	午前9時00分から同9時20分まで
熊本南自動車学校 (宇土市松山町2300番地)	木曜日	午前8時30分から同8時50分まで
八代自動車学校 (八代市井上町91番地)	第2水曜日	午前8時30分から同9時00分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	火曜日及び金曜日	午前8時30分から同8時50分まで
人吉自動車学校 (人吉市鶴田町875番地)	水曜日	午前8時30分から同9時00分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川70番地4)	火曜日及び木曜日	午前8時50分から同9時20分まで

大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中2443番地2)	第2及び第3木曜日	午前8時30分から同8時50分まで
牛深自動車学校 (天草市久玉町南神鳴子5532番地)	火曜日	午前9時30分から同10時00分まで

8 法第108条の2第1項第8号に規定する講習で大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係るものを行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。  
(1) 大型第二種免許に係る講習

場所	期日	受付時間
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	火曜日	午前8時30分から同8時50分まで

(2) 中型第二種免許に係る講習

場所	期日	受付時間
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	火曜日	午前8時30分から同8時50分まで

(3) 普通第二種免許に係る講習

場所	期日	受付時間
寺原自動車学校 (熊本市中央区壺川二丁目3番78号)	水曜日	午前9時00分から同9時20分まで
菊池自動車学校 (菊池市木柑子1427番地)	木曜日	午前8時50分から同9時20分まで
八代自動車学校 (八代市井上町91番地)	木曜日	午前8時30分から同9時00分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	火曜日	午前8時30分から同8時50分まで
水俣自動車学校 (水俣市山手町一丁目8番1号)	火曜日	午前9時00分から同9時30分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川70番地4)	水曜日	午前8時30分から同8時55分まで

9 法第108条の2第1項第11号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

(1) 優良運転者に対する講習

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日から金曜日まで	午前8時30分から同10時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで
警察署(熊本北、熊本南、熊本東、大津及び御船の各警察署を除く。)	指定された日	午前8時30分から午後4時30分まで
熊本県公安委員会から講習の委託を受けた者が指定する施設	指定された日	午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 一般運転者及び違反運転者等に対する講習

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日から金曜日まで	午前8時30分から同9時30分まで 午後1時00分から同2時00分まで
警察署(熊本北、熊本南、熊本東、大津及び御船の各警察署を除く。)	指定された日	午前8時30分から午後4時30分まで
熊本県公安委員会から講習の委託を受けた者が指定する施設	指定された日	午前8時30分から午後4時30分まで

10 法第108条の2第1項第12号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

場所	期日	受付時間
----	----	------

中央自動車学校 (熊本市中央区坪井六丁目10番1号)	講習実施者が指定する日	午前8時30分から同9時00分まで 午後1時00分から同1時30分まで
寺原自動車学校 (熊本市中央区壺川二丁目3番78号)	講習実施者が指定する日	午前9時00分から同9時30分まで 午後1時00分から同1時30分まで
上熊本三陽自動車学校 (熊本市西区上熊本三丁目26番3号)	講習実施者が指定する日	午前8時30分から同8時50分まで 午後0時30分から同1時00分まで
三陽自動車学校 (熊本市西区田崎二丁目1番11号)	講習実施者が指定する日	午前9時00分から同9時30分まで 午後1時00分から同1時30分まで
熊本ドライビングスクール (熊本市北区楠六丁目6番25号)	講習実施者が指定する日	午前8時30分から同9時00分まで 午後1時00分から同1時30分まで
大洋自動車学校 (玉名市向津留532番地)	講習実施者が指定する日	午後0時00分から同0時30分まで
大洋第二自動車学校 (玉名市築地761番地)	講習実施者が指定する日	午後0時00分から同0時30分まで
荒尾自動車学校 (荒尾市川登1801番地2)	講習実施者が指定する日	午後1時00分から同1時30分まで
荒尾第二自動車学校 (荒尾市万田947番地1)	講習実施者が指定する日	午前8時30分から同9時00分まで 午後0時30分から同1時00分まで
菊池自動車学校 (菊池市木柑子1427番地)	講習実施者が指定する日	午前8時50分から同9時10分まで 午後1時00分から同1時20分まで
城北自動車学校 (菊池市泗水町吉富300番地39)	講習実施者が指定する日	午前8時30分から同9時00分まで 午後0時30分から同1時00分まで
菊陽自動車学校 (菊池郡菊陽町大字原水1430番地)	講習実施者が指定する日	午前8時30分から同9時00分まで 午後1時00分から同1時30分まで
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地4507番地3)	講習実施者が指定する日	午前8時30分から同9時00分まで 午後0時30分から同1時00分まで
熊本バス自動車学校 (上益城郡御船町大字木倉215番地1)	講習実施者が指定する日	午前9時00分から同9時20分まで 午後1時00分から同1時20分まで

矢部自動車練習所 (上益城郡山都町千滝441番地)	講習実施者が指定する日	午前8時30分から同9時00分まで 午後0時30分から同1時00分まで
熊本南自動車学校 (宇土市松山町2300番地)	講習実施者が指定する日	午前8時30分から同8時50分まで 午後0時30分から同0時50分まで
八代自動車学校 (八代市井上町91番地)	講習実施者が指定する日	午後0時10分から同0時50分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	講習実施者が指定する日	午前8時30分から同8時50分まで 午後0時30分から同0時50分まで
水俣自動車学校 (水俣市山手町一丁目8番1号)	講習実施者が指定する日	午前8時50分から同9時20分まで 午後1時00分から同1時30分まで
人吉自動車学校 (人吉市鶴田町875番地)	講習実施者が指定する日	午前8時30分から同9時00分まで 午後0時30分から同1時00分まで
多良木自動車学園 (球磨郡多良木町黒肥地310番地)	講習実施者が指定する日	午前8時45分から同9時00分まで 午後0時45分から同1時00分まで
中球磨モーター・スクール (球磨郡あさぎり町免田西381番地)	講習実施者が指定する日	午前9時00分から同9時30分まで 午後1時00分から同1時30分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川70番地4)	講習実施者が指定する日	午前8時30分から同9時00分まで 午後0時30分から同1時00分まで
倉岳自動車学校 (天草市倉岳町棚底2400番地)	講習実施者が指定する日	午後0時00分から同1時00分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中2443番地2)	講習実施者が指定する日	午前8時30分から同8時55分まで 午後1時00分から同1時30分まで
牛深自動車学校 (天草市久玉町南神鳴子5532番地)	講習実施者が指定する日	午後0時30分から同1時00分まで
竹田自動車学校 (大分県竹田市大字植木740番地)	講習実施者が指定する日	午前8時00分から同8時30分まで 午後0時00分から同0時30分まで
日田自動車学校 (大分県日田市桃山町2441番地)	講習実施者が指定する日	午前8時50分から同9時10分まで 午後1時00分から同1時30分まで

1 1 法第108条の2第1項第13号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	月曜日から金曜日ま で	午前8時30分から同9時20 分まで

- 1 2 講習を行わない日は、次のとおりとする。  
 (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日  
 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）  
 (3) 災害その他やむを得ない事情のある日  
 1 3 1から11までに掲げる講習を行う場所、期日及び受付時間は、気象状況その他の  
 やむを得ない理由があるときは変更することがある。

**熊本県公安委員会告示第17号**

熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）第42条の2第3項の  
 規定に基づき、同条第1項第4号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間を次の  
 おり定め、平成25年12月2日から施行する。  
 なお、平成14年5月24日熊本県公安委員会告示第8号（熊本県道路交通規則第42  
 条の2第1項第4号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間）は、平成25年12  
 月2日をもって廃止する。  
 平成25年11月22日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

- 1 熊本県道路交通規則第42条の2第1項第4号に規定する講習を行う場所、期日及び  
 受付時間は、次のとおりとする。

場所	期日	受付時間
中央自動車学校 (熊本市中央区坪井六丁目10番1号)	木曜日	午後0時30分から同1時00 分まで
寺原自動車学校 (熊本市中央区壺川二丁目3番78号)	火曜日	午前10時30分から同11時00 分まで
上熊本三陽自動車学校 (熊本市西区上熊本三丁目26番3号)	木曜日	午前9時30分から同10時00 分まで
三陽自動車学校 (熊本市西区田崎二丁目1番11号)	水曜日	午前9時30分から同10時00 分まで
熊本ドライビングスクール (熊本市北区楠六丁目6番25号)	金曜日	午前10時30分から同11時00 分まで
大洋自動車学校 (玉名市向津留532番地)	火曜日	午後0時00分から同0時30 分まで
大洋第二自動車学校 (玉名市築地761番地)	水曜日	午後0時00分から同0時30 分まで
荒尾第二自動車学校 (荒尾市万田947番地1)	火曜日	午後0時00分から同0時30 分まで
菊池自動車学校 (菊池市木柑子1427番地)	火曜日	午前11時30分から午後0時 00分まで
城北自動車学校 (菊池市泗水町吉富300番地39)	木曜日	午前8時50分から同9時10 分まで
菊陽自動車学校 (菊池郡菊陽町大字原水1430番地)	火曜日	午前9時30分から同10時00 分まで
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地4507番地3)	土曜日	午前8時30分から同9時00 分まで
熊本南自動車学校 (宇土市松山町2300番地)	土曜日	午前9時00分から同9時20 分まで
八代自動車学校 (八代市井上町91番地)	土曜日	午後0時10分から同0時50 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	月曜日	午前8時30分から同8時50 分まで
水俣自動車学校 (水俣市山手町一丁目8番1号)	土曜日	午前9時30分から同10時00 分まで

多良木自動車学園 (球磨郡多良木町黒肥地310番地)	火曜日	午前10時00分から同10時30分まで
中球磨モーター・スクール (球磨郡あさぎり町免田西381番地)	土曜日	午後0時00分から同0時30分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川70番地4)	火曜日	午前9時00分から同9時30分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中2443番地2)	金曜日	午前9時00分から同9時30分まで
牛深自動車学校 (天草市久玉町南神鳴子5532番地)	火曜日	午前9時30分から同10時00分まで

2 講習を行わない日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 災害その他やむを得ない事情のある日

3 講習を行う場所、期日及び受付時間は、気象状況その他のやむを得ない理由があるときは変更することがある。